

○長谷川道郎君 これも先ほどの質問と同様に難しい問題でございます。かつ極めて危険な要素もないわけではございません。

例えば、問題教員であるという判断をする基準は何かという問題、これは基準があつてないようなもの。分限処分にかわる裁判所の判断も、極めて悪質な事例は認められますが、悪質の一步手前といえますか、判断がいまいちな部分もあるわけです。これもひとつ御研究をいただくというところをお願いを申し上げます。

今申し上げましたように、問題教員、指導力不足といった問題、これは個人の資質にかかわる問題でもありますが、しかしやっぱ大きな問題として、校内暴力だとか受験といった子供のストレスが教員にリバウンドした結果、教員がパニックに陥る、私はそういう状況だと思ふんです。

そこで、校内暴力ですとか受験とかいった子供のストレスに対する対応として、新学習指導要領ではゆとりが打ち出されておるわけでありますが、教育課程審議会でも、小中高すべての学校で総合的な学習導入が提言されております。しかし、この総合的な学習は余りまだ進展をしていないというふうには私は承知をいたしておりますが、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(御手洗康君) 総合的な学習につきましては、移行措置ということで、本年四月から小中学校ではこれを学校のカリキュラムの中に正規に取り入れることができるということになつていくわけでございます。

私ども、各学校のカリキュラムをまだ調査するという状況に至っておりませんが、事前の小中学校校長会等のアンケート調査によりますと、ほとんどの校長は、今年度から一時間ないし二時間の時間を取り入れたという希望が参つておりますし、またさんだつての新聞等の調査によりまして、地域によつて多少差はございますけれども、全県で既に実施しているという都道府県や指定都市もござります。

私どもも趣旨徹底の過程等で現場の反応を聞いて

ておりまして、小中学校では非常に積極的にこれを受け入れるという形で校長会等からも伺つておりますので、平成十四年度の三時間実施、小学校三時間でござりますし、中学校は週二時間ということが最低になりますけれども、そこへ向けて今後とも積極的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○長谷川道郎君 今御答弁で、現場でも積極的に受け入れるということであり、私も、これは事によつたら大きく教育の現場を変える一つのトライアルではないかと思ふんです。ぜひひとつ積極的な展開をお願い申し上げます。

もう一点、先ほど申し上げましたゆとりの問題であります。ゆとりというものは、もちろんそれ自体は結構なことなんです。逆に緊張感のない教育、才能の芽を摘んでしまう教育になりかねないという懸念もないわけではございません。言つてみれば教育界の護送船団方式で、ハードルを低くして子供を平準化してしまうということであるかも知れない。したがって、ゆとりの必要な子供にはゆとり、それから競争や上昇を希望する子供には競争をというのが私は本来の姿だと思ふんです。

学習指導要領でも学習内容の習熟に応じた指導が取り上げられておりますが、実施校は少ないというふう聞いております。この習熟度別指導また習熟度別学級編制、学級編制については恐らく小中ではほとんど実施をされていらないと思ふのであります。この点についていかがでございますか。

○政務次官(河村建夫君) 委員御指摘のとおり、小中、特に義務教育段階できちつと学んでいかなきゃいけない基礎基本、まずそこをきちつと押さえていかなきゃなりません。その段階で、児童生徒の発達段階といひますか習熟度といひますか、それをよく見きわめて、できるだけそれに合わせた授業をやつていく、その工夫というのが子供の個性を含めての力を伸ばす大きな力になっていくだろうと思ふので、そこをしっかりと

り工夫しなきゃなりません。

その手だてとして、今御指摘のような習熟度別のクラス編制といひますか、そういう形でやつていくことは私は効果のあることだろうというふうには思われます。ただこれも、小学校段階また中学校段階、それぞれ変えていかなきゃならぬだろうと思ひます。

小学校段階においては、先生方もいろいろ苦勞をされておると思ひますが、クラスまでというのじゃないにしても、できるだけ個別に編制を少ししながら、それに応じた指導をしていくということが大事だと思ひます。

それから、中学校段階になりますと、今盛んに取り入れようとしておりますチームティーチングあたりで、特に英語とか数学なんかになるとかなり差がついてまいりますから、そこをうまく編制して、二人の先生が、かなり進んだ方のクラスとそうでないクラスと分けながら、両方しっかり引き上げていくという努力をしていただく、こうしただけで個性に合った指導をするということであらうと思ひます。

既に高等学校段階では、相当学級編制を弾力的にやりますし、科目ごとにクラスを編制しかえて、そこへ入つていくということでございます。

ただ、習熟度別とは言うのでありますが、これは一歩行くと、能力別というふうには父兄の方がとらえて、そういうことをやるのが何か差別につながるのではないかとというような見方もあります。子供のためにはそれが実際効果を発揮するんだということを理解いたして、この習熟度別編制といひますか、そういうものをしっかりと進めていく必要があるというふうには思つております。

で、児童生徒が確実に学習内容を身につけるためにも、この手法というものはこれから進めていく方法の一つである、このように理解しております。

○長谷川道郎君 今お話しした差別につながるという懸念がある、確かにそのとおりだと思ふんです。ただし、今の子供たちは、差別を差別として受け取らない、そういうドライさを持っているの

ではないかなというふうには私は思つております。るる申し上げました教員の研修また教員の資質という問題は、その部分だけの現象の問題ではなくて、先ほど申し上げましたように、教育の現場、特に子供のストレスが学校の先生にリバウンドした結果であるということを重ねて私は申し上げて、最後に関連で一間だけ、留学生問題についてお伺ひしたいと思ひます。

一昨日の本委員会の審議で十万人計画が質疑されましたが、昭和五十八年に中曽根総理の提唱でスタートしたプランでございます。中曽根総理のプランを、政策を御子息の文部大臣が実行されるということは大変素晴らしいことだと思ふのであります。日本を含めてアジアの経済状況がござりました。日本を含めてアジアの経済状況が悪い、日本の生活コストが高い、いろいろそういう分析があり、今後奨学金制度を拡大充実するというお話がございました。私はどうもそれだけではないんじゃないかなという感じがいたしているわけでありました。

今、日本の国費留学生は、研究留学については月額十八万五千円、学部では十四万二千円の奨学金が出ております。これは十分な額だと思ふんです。一方、日本の五万六千人の留学生のうち八千二百五十人が国費留学生、一五％程度であります。アメリカは四十六万人留学生がおります。国費留学生というのは一％以下なんです。アメリカは別に民間の奨学金制度がありますのでそれはまた別問題であります。アメリカはわずか一％しか国費留学生がいらない。日本は一五％もいる。したがって、奨学金制度だけの問題でないと思ふんです。

私は、自分の事務所によく留学生の皆さんに来ていただくんです。いろいろお話を伺つて、この間インターネットで、留学生の皆さん、日本政府に言いたいことがあつたら何でも言つてくださうと流したんです。そうしましたら、中国やインドネシアやタイやフィリピンから物すごくいっぱいメールが来たんです。大半はいわばぼろくそであ

ります。

幾つかの意見を紹介しますと、アメリカにいる留学生はみんなアメリカが大好きだ、日本にいる留学生はみんな日本が大嫌いだ、日本を嫌いな留学生を育てるのが日本政府の政策だ、帰国をするとき二度とこの国には帰らないと決意する、日本を恨みながら帰りたいという人がなんという、もう本当にほろくそな反応が来っていました。

私も、何人かの留学生の皆さんに私の事務所に来ていただいている話したんです。いろいろ聞いてみますと、簡単に言えば、日本の大学は魅力がない。日本以外の大学に行きますと、それこそもうレポート、レポートで追いつまされる。日本で留学しても、日本の学生が大体勉強しないというところなんですよ。授業には出てきても出なくてもいい。レポートの提出なんかはほとんどあるかなし。これでは、幾ら私たちが勉強したいと思っても、本当は勉強したいんだけれども、そういうふうな雰囲気にならないうというふうな話がありました。

申し上げましたように、難しい問題であります。日本が魅力のない国であるというのが私は大きな原因ではないかと思うのでありますが、この点、最後に一問だけ伺いたします。

○国務大臣(中曾根弘文君) 留学生のことにつきまして、今委員がお話になりましたように十万人計画がございすけれども、いまだたしか五万六千人ぐらゐの数にとどまっております。この数年間、日本への留学生の数の伸びが減少していたということを中心配してございすけれども、しかし昨年は四千五百人ほど増加いたしました、一応過去最高となっておりますが、当初予定の計画は大変残念ながら達成できない状況のようでございます。

四月の一日、二日に東京で行われましたG8の教育大臣会合におきましても、学生並びに教員の交流をもっと促進しようということで各国も合意し、また十年間で倍増しようということが合意されたわけであります。

お話のように、日本に対する、日本の大学の状況に対する留学生の皆さんの感想といひますか、見る目大変厳しいのは十分に承知をしております。大学を、お話にありましたようにもつと魅力あるものにならなければならないと思ひますし、それからさらに、英語での授業をもつと受けられるようにと、現在たしか四十三の国立大学院の研究科で英語で授業を受けられるようになっております。

それから、学位の授与、これを改善するとか、あるいは海外での複数回受験ができるような新たな試験の開発を今行つておりました、これは平成十四年度より二回、海外の十都市で実施することになっておりますが、そのような制度的な面の改善も必要と思ひますが、おっしゃいましたように、何よりも日本の学生自体がしっかりと勉強して、そして大学において付加価値を身につけた上で社会に出ていく、そういう学校自体の、こちら自身の状況を変えていくということがまず大事だろう、そういうふうな思ひてるところでございます。確かに日本の生活コストは高いわけでありまして、欧米の大学へ留学する傾向は強いわけでありまして、そういう意味でみずから大学の内容をさらに改善して、そして留学生に来てもらうようにしなければならぬと思ひます。

また、留学生政策というのは、私は、留学生に本当に日本で勉強してもらつて、知識、学力の向上はもちろんでありますが、多くの日本人とも交流をしてもらつて、そして国に帰つて、あるいは自国以外でもいんですけれども、日本で勉強したということによって本人が大きく成長し、そして、本人のためのみならず、その国の発展等にも大いに活躍してもらえんというところになれば非常に喜ばしいのではないかと、そういうふうな思ひております。今後、今の御指摘の点等も踏まえてさらなる改善をしていきたいと思ひております。

○小宮山洋子君 民主党の小宮山洋子でございます。今度新しく独立行政法人教員研修センターにな

るに当たりまして、そこで働く人たちの身分保障の問題、あるいはこのことによつて研修の内容がどのように充実していくのか、そうしたことを中心に伺つていきたいというふうな思ひております。まず最初に、長谷川委員の御質問にも答えられましたけれども、今回特殊法人の国立教育会館を独立行政法人化するというのは、単に省庁再編の中で組織のあり方を変えるというだけではなくて、このことによつてやはり研修の内容が充実しなければと思ひますが、そのメリット、よくなる点というのを端的に何点かポイントをお教えいただければと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 今回のセンター設立は、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、文部省の各局下で行われておりましたそれぞれの教員研修を効率的、効果的に実施するために、これらをアウトソーシング化して、今御審議いただいておりますこの教員研修センターで行おうというものであります。そこで一元的、総合的に行うというねらいでございます。センターでの効果というものもありませんが、まず行政改革の一環として、本省において行つておりましたそういう研修事業を外に出すということによりまして、文部省の中の方の定員削減を初めとして行政改革も行われるわけであります。

このセンターで行う研修というのは、体系的、効率的に一つは実施をすることができると。そして、その時々々の教育事情に応じて、あるいはニーズに応じて適切な事業を専門的にやれるわけでありまして、それから、喫緊の課題に対する研修等につきましても、ここは予算執行上の制約等が少ないわけでありまして、そういうところから迅速な非常に弾力的にこの研修活動が実施できるというところでございす。

○小宮山洋子君 では、働く方々の身分保障などについてまず最初に伺いたいと思ひます。

この独立行政法人のうち教員研修センターは、人事管理面からしますと国家公務員の身分を与えないものに当たるわけですが、団結権、協

約締結件を含む団体交渉権、争議権の労働三権が保障されていると考へておりますが、そのことをまず確認したいと思ひます。

○政務次官(河村建夫君) 委員御指摘のとおり、教員研修センターは非公務員型の独立行政法人ということで予定をされておるわけです。したがつて、その職員につきましては国家公務員法が適用されないで、民間企業の労働者と同様に、労働組合法に基づく団結権、それから団体交渉権、労働協約締結権及び争議権を有する、こういうことになるわけでございす。

○小宮山洋子君 そうしますと、勤務時間とか身分保障などは就業規則によつて定めるとされておるわけですが、その就業規則というのはこれまで使用者と労働組合の側で決めてきておるわけですね。ですから、独立行政法人になる教員研修センターに、今も企業と同じように労働組合もおつしやいましたけれども、交渉当事者としてやはり労働組合が必要だというふうな考へますが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(河村建夫君) この研修センターの労働条件でございますが、設立後にこのセンターが定める就業規則によるわけでございすけれども、センターが設立後に労働組合が結成されて、その労働組合との間で労働協約が締結された場合はその労働協約によると。これは労働基準法の八十九条、九十二条に基づくものでございす。

また、センターが設立後に就業規則を定めるに当たつては、センター職員の過半数を占める労働組合がある場合にはその労働組合、それから過半数を占める労働組合がない場合に労働者の過半数を代表する者の意見を聞くこと、こうなつておるわけでございまして、これは労働基準法第九十条でございす。これに基づくわけでございす。

職員が労働組合を結成するかどうか、その組合に職員が入るかどうかというところは、これはこれからできる研修センターの職員個々の皆さんの自由意思によるものでございすので、組合があるべきかないべきか等々のことについては、文部省

側でこれを述べる立場にないということを御理解
いただきたいと思います。

○小宮山洋子君 とにかく、労働者の過半数を占
める労働者側の代表と就業規則については決めて
いくということでもよろしいわけですね。

○政務次官(河村建夫君) そういうことでござい
ます。

○小宮山洋子君 そして、今度で済みます教員研修
センターは、文部省の担当部局から三十人、現在
の国立教育会館から二十人の合わせて五十人で発
足するとされているのだと思います。国立教育会
館の職員八十人いたうち、昨年もう既に二十人は
いろいろな形で仕事をしていたというところで、
現在の職員の数は六十人ですね。その中から二十
人がこの教員研修センターで働くようになりますと、
残りの四十人についてはどのようなことになるのし
ょうか。

○国務大臣(中曾根弘文君) 解散することとなり
ます国立教育会館の現在の職員数が平成十一年末
で八十一名でございます。そのうち、今お話あり
ましたように、二十名の職員はここの一月一日
に、本館として使用してました施設の今度維持
管理業務を行う民法法人、こちらの方に移行しま
した。さらにここの四月から定員一名を削減し
ました。そこで現在は六十名になるわけでご
ざいます。

残りの六十名の職員につきましては、これから
のそれぞれの移行先の組織というものが平成十三
年度予算によって正式には定められるわけであり
まして、そういうことから現時点では明確にお答
えすることはちょっと難しいんですが、文部省か
らの人事交流で来ております対象者の後補充をし
ないこと、それから、退職者の補充をしないとい
うことによりまして二十名程度の定員の合理化が
できます。

それから、社会教育研修関係業務、情報提供業
務の国立教育政策研究所への移管に伴いまして、
二十名程度をこの研究所に移行いたします。そし
て、残りの十数名から約二十名程度につきまして

は、今回設立いたします教員研修センターの研修
業務の方で採用するということになっておりま
す。

いずれにいたしましても、解散いたします国立
教育会館の職員につきましては、特殊法人の統廃
合に際して雇用の確保等を図るということを開議
で決定されておりますので、その開議決定を踏ま
えて雇用の確保されて、そして処遇において不利
益にならないように万全を期してやっていきたい
と思っております。

○小宮山洋子君 今大臣も言われましたように、
平成七年二月二十四日の閣議決定、「特殊法人の
整理合理化について」という中で、「雇用の確保
と安定」、「他の特殊法人及び政府・政府関係機関
などにおける受入措置を講ずるとともに、労働条
件の悪化及び年金の支給の低下を来さないよう留
意する。さらに、必要に応じ地方公共団体や民間
企業への就職斡旋も含め、横断的な雇用保障に努
める。」ということになっていると思っております。
今大臣もおっしゃいましたように、そこで働いて
いる人たちが不利益をこうむらないようにしっか
り対応をしていただきたいと思っております。

○国務大臣(中曾根弘文君) 今、委員も述べに
なりましたこの平成七年二月二十四日の閣議決定
を踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども、
しつかりと雇用の問題については対応をとってい
きたいと思っております。

○小宮山洋子君 次に、これからの研修のあり方、
内容について幾つか伺いたいと思います。

この法案の一番のポイントとしては、教員研修
を総合的、一元的に実施するとされておりますが、
具体的には、国立教育会館で行ってきたものと文
部省の各担当部局が行ってきたものがすべてこの
センターに一元化されるということだと思いま
す。その際、内容につきましてもいろいろ検討を
されるのか、その場合にどのような視点で行われ
るのかということをお願いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根弘文君) この教員研修センタ
ーの設立に際しましては、従来、初等中等教育局、

教育助成局を初めとした五局十二課にまたがって
実施をしてまいりました教員研修、これのすべて
を新しく設けます研修センターで行うこととして
おります。全部で二十五の事業でございます。

しかし、この学校教育関係の研修のうち特殊教
育に係る研修につきましては、既に設立が決定し
ております独立行政法人であります特殊教育総合
研究所において実施することとしております。

○小宮山洋子君 やはりこれからの教員の研修に
つきましては、国が実施する研修と、それから都
道府県、市町村など地方が行う研修の役割分担を
しつかりしていく必要があるのではないかとこの
ふうに考えます。

特に教育につきましては、それぞれの地域でい
ろいろ特色を生かした教育をするために、必要最
低限のことをやはり文部省の方で、国の方でやっ
て、あとは各地方地方に任せていった方がいいの
ではないか。大きく考えればそうではないかと思
うのですが、その際に、この新たにできた教員研
修センターで行うものというのはかなり精査され
るべきではないかと思うんですけれども、いかが
でしょうか。

○国務大臣(中曾根弘文君) 今お話しのように、
教員の研修につきましては、国とそれから地方の
役割分担はしつかりと行う必要があると思ってい
ます。そして、これらのそれぞれの研修を通じ
まして、教員が継続的に、また体系的な研修が行
われるようにしなければならぬと思います。

教員の研修は任命権者が主体的に行うものであ
ります。それが基本であります。そして、国の行
う教員研修につきましては、今日的な教育水準の
維持向上、あるいは学校教育上の課題に係る、や
はり共通理解を得る必要がある、そういうような
ものを中心に研修を行うということになるわけで
あります。こちらで行う研修は、各都道府県で
の教育内容、方法などに関する研究とか研修にお
いて中心的な役割を果たす、いわばリーダー的な
立場の教員の方を対象とした研修を行うという
こと。それから、喫緊の課題などがあつた場合に、

そういうものを中心とした研修を行うというよう
なことに限定をして行うことが重要であると私は
認識をしております。

この、国と地方の役割分担に関する基本的な考
え方のもとに、適切に両方の研修が行われるよう
に十分な配慮をしていきたいと思っております。

○小宮山洋子君 そのように考えていたきたい
と思うのですが、教員研修の実施体系という一覽
表をもらったのですが非常に複雑でありまして、
教職経験に応じた研修、機能に応じた研修、専門
的知識・技術に関する研修というように種類別
になつていものと、今おっしゃつたようなリー
ダー研修、全教員対象の研修、それで国が実施す
るもの、都道府県が実施するもの、市町村、学校、
教員個人が実施するものと、いろいろあるわけ
です。

先ほどから盛んに喫緊の課題にも対応できる研
修ということをおっしゃっておりますが、今文部
省が実施をしている主な研修、これは平成十一
年度の手にしておりますけれども、例えば、初等
中等教育局が行つております英語担当教員の研修
ですとか、小学校課で行つていの人権教育とかエ
イズ教育とか、そのようなものが挙がっております
けれども、その喫緊の課題、今度研修センターで
ぜひこういうものをやっていきたいというものが
ありましたら教えていただければと思います。

○国務大臣(中曾根弘文君) 基本的には、先ほど
申し上げました本省の方で行つてい諸事業、研
修事業、それから国立教育会館で行つております
学校教育研修、こちらの方の職員も一部来て一緒
にやるわけでありまして、そういう現在行つてい
るものが中心でありまして、新たなものは特に今
のところ考えてございません。

○小宮山洋子君 先ほどから申し上げていますよ
うに、せっかく新しく一元化されて、喫緊の課題
にも対応とおっしゃつていのですから、ぜひそ
ういうものも積極的に検討していただきたいとい
うふうに思います。

○国務大臣(中曾根弘文君) 確かに私、喫緊の課

題と申し上げました。ですから、こういうものについては新たなものということにもなるかと思えます。例えば、コンピュータについての研修を先生方に至急やるとか、あるいはその時々で、例が適当かどうかわかりませんが〇157とか、先生方にも十分認識してもらって対応をとっていただくかなきゃならないようなもの、そういうようなものが例として挙げられるのではないかと思います。

○小宮山洋子君 喫緊の課題、それはこれから起こるものもございまして、例えば、情報化、英語を含めた国際化、それから先日来いろいろ議論をさせていただいています男女共同参画を含めたジェンダーの問題とか、きのうも次官と共生の調査会で大分いろいろ議論をさせていただきました人間教育としての性教育とか、これまで皆様方といましようか、文部省の方では喫緊とお考えではなかったけれども、現実問題としては対応ができていないものもたくさんあるわけですね。ですから、これから喫緊のものに随時対応していただくということに加えて、これまで余り積極的に取り組まれてこなかったものについても、せっかくこういう新しい組織ができるのですから、そこで積極的に取り上げていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 委員ともきのうその話をいたしました。そういう新しい課題については当然、先ほど大臣の答弁の中に喫緊という言葉がございましたが、取り入れていかなきゃいかぬだろうと思えます。そして、移管する場合に中をかなり精選をしていくことがございまして、これまで県単位でやっておったものを、今のような課題は一遍指導的な方に集まっていたらいい研究していただくとか、それから、中央でやっていただけたらいい、これはもう地方でそれぞれやっていただきたいというようなこともかなり精選をした上で移管をするということでございます。

○小宮山洋子君 それから、私も子供三人学校へ

行かせておりまして、もう卒業したのもいますけれども、いろいろな学校の運営にかかわるところにも参加させてもらったりなんかしまして、とにかく学校というところは何か社会の中から特別の囲われた社会になってしまっていて、みんながみんな家庭の中で考えていること、あるいは社会の中で起きていることに対して余りにも感度が鈍過ぎるという思いがいつもいたします。

それはやはり、そこで教えてもらっしやる先生方がもつと社会のいろんなことに敏感になつていただかないと対応できない。そのことが今いろいろ起きている問題のもとにあるのではないかと、この感じも持ちますので、ぜひその研修の中で、社会体験研修という言い方もされていきますけれども、外から来てもらうこともそうですし、教員の方々が外へ出ていく研修というのをもつと積極的にこういう機会にやっていただきたいというふうに思います。

例えば長期の社会体験研修というのは、平成十年度は三十六道府県で実施して七百二十人が派遣されている。これを多に見るのか少ないと見るのかというのがあると思うんですけども、いろいろな面で効果が上がっているとも聞いておりますので、ぜひそういうことも力を入れていただきたいと思うのですが、具体的に何かお考えになつていければ伺いたいと思います。

○国務大臣(中曽根弘文君) 教員の方々は、私は前にもこの委員会でも申し上げたことがあります。が、小学校から大学を卒業するまで学校でずっと勉強をして、そして教員の免許を取つて今度はまた学校に奉職をして、そこでまた今度は生徒に教える立場で、今までは教わる立場でしたけれども教える立場でお仕事をされていくということでありまして、いわゆる社会一般のお仕事の方に比べますと、委員御指摘のように、世間と触れ合うような機会が少ないこともあらうかと思えます。

やはり視野の広いバランス感覚のある先生であつてほしいと思ひますし、御本人のためにも学校外の体験をしていただくことは大変大事

だと思つています。私も十年以上前から、当時の海部総理のときから、予算委員会でも長期の社会体験研修をぜひ行つてくだされと要請をしてまいりました。

委員も御案内のとおり、おかげさまで昨年度七、八百人の人数にまでなりましたけれども、まだまだ数でいえば大変少ない。それも、できれば一年、少なくとも半年という気持ちを持つておりますが、一カ月から一年までの間で見ますと、やはり三月月ぐらいが一番多いような感じもいたします。

体験した方々の感想はおおむね良好でございます。対人関係能力が向上したとか、あるいは企業、の厳しさを経験して学校運営にもつと積極的に参画をしなければならぬというような意識を持たれたとか、あるいは御自分の指導力も向上したとか、視野が拡大したとか、おおむね良好な感想を持つていただいております。またさらにこの件につきましては、昨年十二月、教育職員養成審議会の答申におきましても、この充実を図るというような答申もいただいております。

私も伺つてまいりました。先ほど総括政務次官からお話がありましたように、受け入れ先の問題もあらうかと思ひますし、それから代替教員の手配等もあらうかと思ひますが、できるだけ今後これらが充実できるようにしていきたいと思つております。

○小宮山洋子君 時間が少なくなりましたが、もう一点だけ。

英語教育というのは、これから国際語としての英語をどう身につけるかは小さいときからすごく大事な問題だと思ひます。これまでは英語担当教員海外研修事業ということで海外に六カ月とか十二カ月研修に行かれたりしていますけれども、このあたりもぜひ機能的に動かしただきたいと思ひますが、一言、そのことをお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 英語教育は、こういう国際化の時代で大変重要だと思つております。

もちろん、前提としては日本語教育をしつかりやるということでありまして、

今、大臣の私的懇談会で英語教育の指導方法等につきましても研究をしていただいております。英語の習得につきましては、中学校からやっておりますけれども、幼児からやる方がいいという御意見とかいろいろな御意見があります。果たしてどういふ方法が一番身につくんだろうかという点、あるいは入試における英語はどうしたらいいか、あるいは英語を教える教員の研修はどうしているところもございまして、それらの研究の懇談会の報告もまた参考にしながら今後の英語授業についての方策を考えていきたい、そういうふうに思つております。

それから、ネイティブな海外からのJETプログラム等による人も来ておりまして、そういうものも充実させながら、生きた英語、生の英語を子供たちに身につけさせるように努力をしたいと思つております。

○小宮山洋子君 伺つてまいりましたように、ぜひ組織改編だけに終わらせずに、地方と中央のあり方の問題、あるいは喫緊の、あるいは取り組みのおくれたものの研修についてプラスになる方向でやっていただきたいと思ひます。

終わります。

○松あきら君 今回の法案は、教員の研修をするセンターを独立行政法人にしたいという法案でございますけれども、先ほど来いろいろ委員から御指摘も出ておりますように、今、教員の不祥事が新聞に載らない日は残念ながらないというふうな状況でございます。まして、わいせつな行為、あるいは麻薬が気持いいなんてとんでもないことを言つた先生がいるそうで、おまけに注射器まで学校に持つてきて見せたなんていうようなことで、本当に何をか言わんやというふうな思ひわけでございます。

こういうたびに思ふことは、研修を受けさせたと、こういうふうな新聞にも書いてあるわけでは

ね。これだけ集めましたら、わいせつだけでいっぱいあるんですけれども、校長先生でも教頭先生でもある普通の先生でも、研修を受けさせました。こういう研修は一体どうなっているのかと。

私は、もちろん、今まで国立教育会館等で行われておりました研修は、こういう不祥事を起こした先生の研修ではないかと思っておりますけれども、こういう不祥事を起こした先生に対して研修を受けさせたからいわゆる済んだんだという、これが非常に疑問を持っている、わからない点の一つでございます。

それから、今お話を伺っておりますけれども、このたび一元化をして行革にもなっておりまして、また効率的、効果的に研修を行うということでございまして、けれども、今まで研修をどういうふうに行ってきたという評価、この研修の評価をきちんとしていくのか、その二点をまずお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) まず私の方から、これまでどのような研修を行ってきたかということにつきまして御説明申し上げたいと思っております。

文部省及び国立教育会館におきましては、各県での教育内容、方法等に関する研究や研修において中心的な役割を果たします教員を対象とした研修でございます。先ほど来お話がございまして、ように、学校教育にかかわります喫緊の課題を中心とした内容の研修を実施してきておりまして、昨年度、平成十一年度の受講者数は、衛星通信を使用した研修を除きますと、約十四万人を対象にして研修を行ってまいりましたところでございます。

具体的には、文部省におきましては、平成十一年度には、校長、教頭、中堅教員等に対し、学校の管理運営、また学習指導などの諸問題についての研修を行います教職員等中央研修講座、さらには、教育情報化推進指導者養成研修など二十七事業の研修を行ったところでございます。

また、国立教育会館におきましては、平成十一年度には、全国新任小学校校長特別研修、全国新

任中学校校長特別研修、また中学校及び高等学校の進路指導主事を対象といたします全国進路指導主事研修など十二事業の研修を行ってまいりましたところでございます。

○松あきら君 二つ私はお伺いしました。もう一つ、いろいろな問題を起こした方の研修をしまして、これについてはどうなっているんですか。これでやっていくわけじゃないんでしょう、わいせつ行為とか注射器を見せちゃったとか。それに對してのお答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(矢野重典君) 問題を起こした教員につきましては、当然のことながら法に照らして厳正な処分がなされるものでございます。

○松あきら君 ちよつとおわかりになっていない。私が二点伺ったのは、今までの研修の評価をきちんとしているかというのが一点と、それから、いろいろな不祥事を起こした方について、この人たちに對して研修をさせましたということが新聞にも載っていますし、研修をさせましたというのはどういふことを指しているのかというのを伺ったんです。

○政府参考人(矢野重典君) そういう不祥事を起こした教員につきましては、先ほど申し上げましたように、そういう処分を行いますとともに、任命権者におきまして、教育研修所あるいは教育センターにおきまして必要な研修を一定期間、一年とかというような形で一定期間研修を行っているところでございます。

○松あきら君 とっても気持ちが悪いです。お答えでございます。一年間研修をさせている、そういうこともありませんか。

何かおありですか。

○国務大臣(中曾根弘文君) 今局長が答弁したとおりなものであります。委員御指摘の、そういうことを起こした人の研修という意味は、委員がおっしゃっている意味を推測いたしますに、配置転換を行います。つまり、不祥事を起こした先生は担任等をやっていたのはふさわしくないというような場合に、そういうこと以外の職務とい

うことで、研修を長くやっていただくということ、そういうような研修所に配置をするということ、とだと思っております。

○松あきら君 配置転換だけでは甚だ問題があると思ひます。研修というのは本当に大事であるというのはいまもろんだだけでもわかつていることで、私も表をいただきましたから、いろいろな研修をなさっている方たちを研修する、中心の役割を担っている教員の方たちを研修する、こういうことらしいですけれども、そういうことをしている、教頭先生あるいは校長先生にもこういうような方たちが出てくると。

そういうときに、多分言いわけも入っているのかもしれないですけれども、文部省は研修をさせておりますとか研修をいたしましたという言葉が載っているのも事実でございます。これに對して明確にこういう研修をさせているとお答えがなければ、こういう方が出ていらつしやるのは残念ですけれども、これは事実なんです。それから、今後こういう方たちが出てきたときに、きちんとしたまた新たな研修等を考えて再教育をするということも考えていただきたい、これは要望にいたします。

それから、こういったさまざまな研修の計画、どういう研修をどういふ方たちにちゃんとしたらいいか、これはだれが立てているのでしょうか。こういうところで立てていらつしやるのでしょうか。ちよつと伺いたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) お尋ねは新しいセンターにおける計画というふうな受けとめて申し上げるわけでございますが、新しいセンターで実施いたします研修の分野、対象、課題等の基本的な事項は、学校教育におきましてさまざまな課題を踏まえまして、文部科学省がセンターの中期目標というものを、三年以上五年以下の期間として中期目標として定めることになっております。センターは、その中期目標に基づきまして中期計画及び年次計画を作成いたしました研修事業を

実施するものでございますけれども、その具体的な内容、方法、規模、実施時期等につきましては、センターが主体的に専門的見地に立つて定めることになるわけでございます。

○松あきら君 特にリーダーとなられる先生を研修なさるといふ、こういう計画をされていくわけでございますから、今日の喫緊な課題として、切れるとかむかつくとか、こういう子供たちにどういふふうな接したらいいのだからかと悩んでいる先生がいらっしゃる。そういう先生がいらっしゃるわけですから、そういうヒントを得られるような研修がほしい。

ですから、教員のニーズに応じた研修ができるように、例えば幾つかの研修カリキュラムの中から先生方が、与えられるだけじゃなくて自分で選べるようにするというのに対してはいかがでございますでしょうか。選択権。

○政務次官(河村建夫君) 貴重な御指摘だと思います。せっかく研修をするわけでありまして、効果的でなければいけないと思ひます。まだそういうことがきちんとなっていないようでありまして、教育職員養成審議会の第三次答申でもそのことが指摘をされておりました。得意分野とか、さらに個性、教員の個性なんかも一層多様化するということも踏まえて、研修参加者のニーズとか学校の課題等において多様な選択ができるようにすべきだと、こういうことでございまして、これからこの新しい研修センターで行う研修事業については、今後、具体的な内容、方法等について専門的な見地での研究をしていただくわけでござい

ますが、受講者等々のアンケートもとりたいながら、今おっしゃった方向で進めてまいりたいというふうに思ひます。

○松あきら君 それとともに、やはり私は、研修の講師につきまして、教員が幅広い分野での知識や理解などいろいろな意味で身につけることができるような人選をすべきだということに思ひます。講師も、今までの方たちだけでなく、幅

広いいろいろな分野からの講師を選すべきであるというふうに思っています。

この点に關してはいかがでございましょうか。
○政務次官(河村建夫君) これもおっしゃるとおりでございます。

どういふ講師に受けたかという希望もあるでしょう。そういうものもとりながら、いわゆる教育畑の人だけじゃなくて、一般の経済人とかマスコミとか芸術、文化、幅広い範囲で講師を選んでいくということが非常に大事なことだろうというふうに思います。

御指摘のことも踏まえて対応していきたいと思ひます。

○松あきら君 それから、こういうことができるかはもちろんあれなんですけれども、教員は一度免許を受けると終身有効であるわけでございます。しかし、人間ですからやっぱり何年かたつといろいろなことも起こってくる、変化もあるわけでございます。

例えば、例えば悪いんですけれども、自動車の免許でも更新があるわけでございます。特に教員は大事でございまして、仮に十年に一度ぐらいはいろいろな講習を受けたらテストを受けたりというような、更新じゃないですけども、何かそういう新たな制度を設けてみたらいかかと思ひますけれども、この点に關してはいかがでございましょうか。

○政務次官(河村建夫君) 免許更新そのものということについては、これはまたいろいろ考えなきゃいかぬと思ひます。医師、看護婦、弁護士、そういう資格を持つておられる方、専門職の資格、これは終身有効でございまして、これは雇用といひますか、そういうこともございまして。

しかし、今おっしゃったように、研修においては、年次ごとに十年研修であるとか、十五年たてばこういう研修とかいうことがございまして、絶えず自分の職責というのに対して緊張感を持つて仕事に臨んでもらう、そのことは非常に大事なことであるから、いわゆる免許更新とい

うことじゃないにしても、切りのいいところで緊張感が持てるような、研修制度全体の中でそういうことを考えていく、大事なことだというふうに思ひます。

○松あきら君 どうぞよろしくお願ひをいたしませう。

それから、ちよつと少し外れますけれども、私はいつも読み聞かせの大事さというものを申し上げております。読書よりもまず耳から入る方が、子供たちにはいろいろな意味で情動的に効果がある、読書よりも読み聞かせの方が効果があるというところがはつきり出ているということでござい

ます。ここに有る静岡県の常葉学園というところは、野球の球児たちに十分間読み聞かせをしましたところ、守備のインフォメーションを説明したときに正確に理解できなかった生徒たちが、きちんと人の話を聞いて理解できて、野球すらも上達したと、こういうのが出ているわけです。

そしてまた、これはある学校でございすけれども、やはり学級崩壊みたいな状況がずっと続いて、これもいろんなところで言われているんですけども、朝の十分間読書運動をやりましようというところ、今、全国で約一割ぐらいの学校はやってるみたいですが、強制すべきでないといろんな意見があつたそうでございすけれども、やつてみたら、これがとにかくびっくりするぐらい変わったといふことなんです。読書は、まずお母さんあるいはお父さん、身近な人が小さなときに子供に読み聞かせをしてあげる、本好きになるかどうかといふのがそこから始まるというふう

に言われているんです。

最後に、ひとつちよつと絵本を読ませていただきます。大人でも楽しいですからちよつと聞いていただけますか。かわいい絵本なんですけれども、私どもの党でも子ども読書プロジェクトなんていうのをつくつておりまして、司書の先生にこの前読んでいただいたら、もう楽しくて、もつとたくさん読んでほしいと思つたぐらい。

これは、「わゴムはどのくらいのびるかしら?」という輪ゴムのお話でございす。

あるひ、ぼうやは、わゴムがどのくらい

びるか、ためしてみることにしました。わゴムの はしを、ベッドの わくに ひっかけて、

へやの そとへ でてみよう。じてんしゃに のつて、

くたびれるまで はしつて、さあ、それから、

バスに のつていこう。きしゃの えきに ついて、バスは おしまひ。きしゃに のつていこう。

ついたところは、

ひこうじようだ。

ぼうやが ひこうきに のると、

ひこうきは とびたつて、

みなとに ついた。

そこから ぼうやは ふねに のつてゆく。ふねは、ぼうやを のせて、

うみを こえて、

よその くへに ついた。

いう教育も大事だとは思っておりますが、これはいわゆる特定の宗教を教えるような宗教教育のことではなくて一般的なことであります。また、神道だ、仏教だということではなくて、宗教的な情懷を深めるという意味でこういう点は大切だと、私はそういうふうに思っているところでもあります。

○林紀子君 教育基本法の第九条には、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならぬ」と。確かにこういうことは書いてあるわけですが、けれども、宗教を情操教育というふうに位置づけるのはちよつと違うのじゃないかと思ひます。大臣は、御本人もこの名簿に名前が載っているというのをこれから確認するということが、私がいただいた名簿では、顧問に森喜朗総理大臣が名前を連ね、幹事には中曽根大臣が名前を連ねております。

いろいろ議論とか懇談会とか、それぞれ議員は参加をすると思ひますけれども、やはりそれは、その議論や懇談会がうたっている目標を実際に実現するのだ、そういう立場で参加をするということなんだと思ひますので、そうしますと、やはりこれは、今の大臣の立場、今言明なさったことは相入れないということ再度申し上げておきたいと思ひます。

少年犯罪の対策についても非常に危惧される発言があったということが報道されておりますので、そのことについてもお聞きしたいと思ひます。十二日付の朝日新聞で、亀井静香政調会長が、「愛情の発露として全国の学校の先生に「悪い子がいたらぶん殴れ」という大臣告示を出せ」と、文相に言った」と、こういうふうな報道されているんですね。

しかし、体罰を教師に奨励するような発言というのは許されないわけですし、体罰というのはかえって子供たちに、解決するどころか大変重大な問題を与えるというのは、これはちよつと時間もありませんので詳しくは紹介できませんが、

総務庁が発表しました青少年の暴力親と非行に関する研究調査という報告でも、家庭でも学校でも暴力にさらされた子供たち、その子は暴力非行に走る割合が非常に高いという結果が出ているわけですね。

ですから、もちろん、ぶん殴れなどという告示は大臣は出されないというふうに思ひますが、ここでも、憲法、教育基本法の立場を貫くということをはっきり言明をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根弘文君) 体罰はもちろん禁止されておりますから、これは行つてはいけません。しかし、悪いことをした場合に、自分が悪いことをしたということをしつかりと自覚をさせることは大事でありまして、いわゆるしからずというところは、これはケースによりましては、そういうことは大切である、そういうふうには私は思ひます。善悪の判断をつけさせるということでございます。

今、委員からもお話しありましたように、また先ほど申し上げましたように、憲法並びに教育基本法、これを踏まえて私は行動してまいります。○林紀子君 はつきり憲法、教育基本法を守つてと、当然のことながら御確認をいただきましたのでよくわかりました。

それでは、今回の教員研修センター法にかかわつて、私は研修という問題についてお伺ひしたいと思ひます。

きょうは会計検査院においでいただいたておりますので、まずお伺ひしたいと思ひますけれども、鹿児島県とか広島県の同和教育研究協議会に派遣されている教員の給与は国庫補助の対象にならないとして返還をされております。これはどういふ点から対象にならないと判断したのか、端的にお答えいただけたらと思ひます。

○説明員(渡辺孝至君) お答えいたします。平成六年度から十年度までの五年間の決算検査報告におきまして、教育関係団体に派遣され、その事務に従事している者の給与費等が国庫負担の

対象とはならないとして指摘したものは、六年度決算検査報告における鹿児島県の事例と九年度決算検査報告における広島、熊本両県の事例の合計三件でございます。

これら三件の概要について申し上げますと、まず鹿児島県につきましては、四年度の義務教育費国庫負担対象額の算定において、教育関係団体に勤務する教員四名に係る給与費等を含めて国庫負担対象額を算定しておりましたが、教育関係団体に勤務する教員は国庫負担の対象にはならないものであることから、これらの者に係る給与費等を含めて国庫負担対象額を算定したのは誤りであるとしたものでございます。

次に、広島県につきましては、七年度及び八年度とも、教育関係団体に研修発令を受けて派遣されている教員三名に係る給与費等を含めて国庫負担対象額を算定しておりましたが、これらの教員は実際は教育関係団体の事務に従事してございまして、国庫負担の対象にならないものであります。ことから、これらの者に係る給与費等を含めて国庫負担対象額を算定したのは誤りであるとしたものでございます。

また、熊本県につきましては、八年度におきまして、教育関係団体に勤務している教員名に係る退職手当を含めて国庫負担対象額を算定しておりましたが、教育関係団体に勤務する教員は国庫負担の対象にならないものであることから、この者に係る退職手当を含めて国庫負担対象額を算定したのは誤りであるとしたものでございます。三件の概要につきましては以上のとおりでございます。

○林紀子君 ですから、今お話のありましたのは、団体の事務に専ら従事していて研修をしていない、かつ、それから現場で学校の授業にも立っていない、かつたということで、この国庫負担の対象にはならないということで返還をさせたということでしょうか。

そうしますと、文部省も、会計検査院が指摘した以外で、奈良県と広島県の福山市で同じような

事例で補助金を返還させておりますけれども、この対象にならないと判断したのは、今会計検査院が指摘した、研修をしていない、現場で授業にも立っていない、こういうことでよろしいんですね。

○政府参考人(矢野重典君) 御指摘の、会計検査院の指摘以外で義務教育国庫負担について国庫に返還させたものは、御指摘のように奈良県と福山市のケースがございまして、いずれも教員が学校外にある同和教育研究会事務局等の、そういう団体の事務に専ら従事していたこと、それを理由として不当なものとして国庫負担金を返還させたものでございます。

○林紀子君 ところが、いまだに、これは県の単独の予算という形だそうだけれども、同和教育研究協議会、県同教と約しますけれども、この役員、事務局員に派遣されている教員が全国を見渡すというわけですね。

福岡県では、九九年度でこういう人が十三人もいます。派遣期間は平均で四年、最も長い人は十年にも及んでいる。福岡県の教育委員会は研修の職務命令を出しているけれども、専ら団体の事務に従事しているということなんですね。この県同教の会長、副会長のうち二人、事務局員十人全員が研修の命令を受けて派遣されている教員で占められていて、この派遣教員が県同教、この団体を支えているというのが実態だということです。これで研修と言えらるのでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 御指摘の具体的な事実につきましては私も承知していません。ただ、どこに派遣して研修を行わせるかは、教員の服務監督権を有します教育委員会の責任におきまして、派遣の目的や派遣先における研修の内容あるいは期間等を総合的に勘案して適切に判断されるべきものでございます。今の御指摘の事実につきましては私も承知していません。で、コメントは差し控えていただきます。よろしくお願いします。

○林紀子君 これで研修と言えらるのかという話と、それから、じゃ学校の教師として授業をしている

のかということなんですけれども、派遣されている教員の在籍学校というのは確かにあるわけなんです。この表で見ますと、小学校、中学校、商業高校、工業高校、今申し上げた十三人はこういうふうなそれぞれ各学校に籍はあるんです。

ところが、校長先生の話を聞きますと、本人は全く学校には顔を出さない。ですから、卒業アルバムに名前も写真も出ていないわけですね。校長先生がほかの教員にも全く紹介していない。校長先生が会うのも、二度会ったか三度会ったかなというのが実態だということなんです。研修もしていなければ学校で授業もしていない。

今、矢野局長は、これは県のことだからコメントは差し控えるとおっしゃったわけですが、私も、しかしこれも、税金でこの給与というのは払われているわけですね。ですから、そういうことから考えたら適切なかどうか、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野重典君) 繰り返して恐縮でございますが、私も具体的な事実を把握していないものでございますから立ち入ったコメントは差し控えていただきます。この研修事業は経費の負担を含めまして地方自治体の自治事務として実施されているものでございまして、その研修のあり方につきましては、教員の職務内容も含めまして、これは服務監督の権限を有する教育委員会において責任を持って適切に判断されるべきものであるというふうに考えるものでございます。

○林紀子君 それでは、今やりとりを聞いていて大臣がどうお考えになったかというのも含めてちょっとお聞きしたいんです。

最初にお答えいただきましたように、会計検査院それから文部省もお答えいただきましたけれども、国としては適切ではないという国庫補助の返還までさせた、そういう全く同じことが行われている。それは県の単独だということでは確かに行われているわけですが、それを関知しないと言ってほっていいものなのでしょうか。

私が知る限りでは、この福岡県だけではなくて、三重県、熊本県、滋賀県、岡山県、兵庫県なども同じようなことが行われているということなんです。

ですから、これは自治事務で自治体に任せてあることだからということでほうり放しにしておくことができるのかどうか。実態把握をしないとい局長おっしゃったわけですから、大臣、まず実態把握からだけでも始めるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根弘文君) 今御指摘の件につきましては、私も実は事実を承知しております。その中で答弁を差し控えたと思ひますが、国庫補助金としてはそれは、これは先ほど答弁いたしましたように、教員としての本来の職務を行っていない場合には国に返還されなければならないと思ひますが、県単独事業ということでございますから、単独措置でございますから県の教育委員会に監督責任があるわけでありまして、そちらで適切に判断すべきものと思ひますが、委員のそういうお話もありますので事情を聞いてみたいと思っております。

○林紀子君 それでは最後に、これは要望も含めて大臣にもお願いしたいんですが、同和加配の見直しということなんです。

第六次定数改善も今年度で終わり、次の計画を検討されていると思ひますが、同和事業については一般事業化というのがもう流れになっております。人権擁護推進審議会でも発展的に解消していくということが言われているわけですね。同和、人権教育などの名称のついた加配というのはもうやめるべきではないか、二十一世紀にこの課題を持ち込むべきではないかというふうに思ひますので、大臣の決意を聞いて、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 御指摘の同和加配につきましては、平成十一年七月に人権擁護推進審議会の提言もあるわけございまして、この提言などを踏まえた上で今後の配置策を検討してまいりたい、そういうふうな思っております。

○日下部補代子君 社会民主党の日下部補代子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず最初に、教員研修センターの職員の給与についてでございますが、いわゆる国家公務員型の特任独立行政法人の場合には国家公務員の給与に準ずるわけでございますが、今回のように非公務員型の場合、それは通則法の第六十三条、職員の勤務成績が考慮され、当該独立行政法人の業務の実績を考慮することになっておりますけれども、研修センターという業務の性質からいいますと、そのサービスによる効果というのを客観的に把握するということが非常に難しいと思ひます。

例えば、研修を受けた教員の数とか、そういう量的なものでは効果というものがあらわされるわけはないはずでございます。けれども、研修を受けたことによつてどのようにその効果が子供たちの教育に反映されたかというふうなことになるかと、これはまた何年かかかることではないかと。

非常に難しいと思うのでございしますが、職員給与を定めるに当たつて考慮される業務の実績というふうなものをどのようにして判定するのか、具体的な基準というものを設けるのか、その点についてまずお伺ひしたいと存じます。

○国務大臣(中曾根弘文君) この教員研修センターの業務の評価は、独立行政法人通則法に基づきまして、文部科学省の評価委員会が毎事業年度に中期計画の実施状況につきまして、また中期目標期間における中期目標の達成状況につきまして、それぞれ調査分析を行った上、評価を行うこととされております。その場合の具体的な評価につきましても、独立行政法人評価委員会があるわけですが、ここが設定する客観的な基準によるとされているところでございます。

このセンターの目的は、研修等を行うことによりまして教員等の資質の向上を図ることであるわけですが、教員の資質、能力については定量的な評価を行うということが非常になじみにく

いということもあるわけでありまして、このセンター業務の評価に当たりますと、研修事業の内容とか方法が、教員の資質の向上に役立っているかどうか、目的達成のために適切かどうか、そういうような観点から行うことになるのではないかとと思っております。

○日下部補代子君 今お答えいただきました、大臣自身もはてなというふうなお顔をなさりながらお答えいただいていたというふうな思ひますけれども、非常にわかりにくい。教育の効果あるいは研修の効果というものが、内容、方法によつてあらわされるものだったらこんな簡単なことはいわけてございしますが、そのあたりにつきましてもう少し具体的にお答えいただけないかと思ひます。

○国務大臣(中曾根弘文君) 先ほど私、答弁させていただいて、最後、そういうふうになるのではないかとというような表現をさせていただきましたけれども、やはり研修所でございますから、繰り返しのようになりますが、先生方がどの程度そういう資質、能力が研修して上がったかどうかということには確かに評価しにくいわけでありまして、したがって、研修所の評価ということになりますと、やり方とか内容とか、そういうものが適切かどうかという判断、これは私はできると思ひます。したがって、こういう観点から行うことになると思ひます。

○日下部補代子君 確かにそういうふうなことでなければ客観的な判断は非常に難しいというふうな思ひますけれども、その際注意しなければならぬのは、それが固定されたような形ではなくて、教育の実情というものが、現状というものが、刻々変わっていくと言つてもいいぐらい大変な課題がございします。それに対応するための教員の研修というのはやはり非常に柔軟性、弾力性を持たなければならぬというふうな思ひます。そうでなければ、その効果というのは期待できないわけであり

れども、ただ研修すればいい、研修を受けたらよいというような問題とは違うわけでございます。その点をぜひともこれからきちっと考慮に入れたものにしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思ひます。

次に、今回の独立行政法人教員研修センターの設置というのは、昨年のこの委員会におきまして可決いたしました国立教育会館の解散に関する法律に関連しております。国立教育会館は、公布の日から二年以内の政令で定める日、遅くとも平成十三年五月までに解散するということになっております。その解散の日までに、教育会館の業務を廃止するか、あるいはその業務をどこに振り分けるかということを決めなければならぬわけでございます。今回の教員研修センターというのは、教育会館の業務の一つである教員研修を引き継ぐということでございます。その教育会館のあと二つの主な業務といたしまして、社会教育関係の研修及び情報提供業務、それにつきましては、国の機関となっております国立教育研究所が引き継ぐということでございます。

では、なぜこの国立教育会館の業務のうち教員研修のみを独立行政法人で行うのか、まずお聞きしたいと存じます。

○政務次官(河村建夫君) 委員御指摘のように、いわゆる教員研修センター設立に当たりましては、文部省が行つておりましたこれまでの教員研修をアウトソーシングする、あわせて、国立教育会館が行つていたものもあわせて総合的に、しかも効率的、効果的に実施していこう、こういうふうでございます。

委員が御指摘なさいました国立教育会館が持つておりました社会教育関係業務、それから教育情報提供業務でございますが、これについては、いわゆる一般の教育研修業務とは内容、方法等が異なるわけでございますし、対象者あるいは利用者も教職員のように多くはないということもございまして、これらの業務を教員研修センターではなくて、同様の業務を現在やっております国立教育

研究所において行うというふうにしたわけでございます。

○日下部補代子君 そうしますと、これはこれらのものになるかも知れませんが、社会教育関係の研修、そしてまた情報提供業務ということも、いずれは独立行政法人に行わせたいというふうなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 国立教育研究所は、これは改組をいたしまして国立教育政策研究所というところで、これは国の機関としてこれからやっていくということでありま。

○日下部補代子君 ということは、今私が申し上げました国立教育会館の持つていた研修以外の二つの業務というのは、独立行政法人にアウトソーシングにはならないということですね。

○政務次官(河村建夫君) 今御指摘のありました社会教育関係と情報提供の部分はアウトソーシングしないで、新しく改組する国立教育政策研究所へ業務を移していく、こういうことでございます。

○日下部補代子君 教育会館の業務のうち一つの事業にいい問題に関するものがございまして。平成七年にいい問題対策情報センターというものが設置されております。そこでの事業内容というのは、情報提供、いじめ相談、講師派遣というふうになっております。そして、特に電話でいじめ相談を受けているということでございます。センターの電話番号もかなり工夫していらつしやるようでございます。子供専用ですとフリーダイヤルで、なくないいじめとこのをもじつた形で七九七〇一四というふうな、電話番号も工夫しているというふうな聞いておりますけれども、教育会館で行つていられるこのいじめ問題対策事業というのは今後どのようなふうなものでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 委員御指摘のとおり、平成七年にいい問題対策情報センターができました。平成十一年度の相談実績は五千六百六十三件に上つておるわけでございます。

今回、国立教育会館が解散をいたします。このいじめ問題対策情報センターの事業のうちの相談業務についてでございますが、これは、各都道府県におけるいじめ対策相談事業の窓口等が相当整備をされてまいりまして、二十四時間チャイルドラインとかいろいろな形のものができてまいりました。したがって、文部省としては、その各都道府県がやっておられる取り組みを支援するような形で事業を進めていく、スクールカウンセラー事業等というのがございますが、そういう形で各県のそうした窓口業務を支援していこうということ、今やっております。いじめ対策センターの事業のうちの相談業務は、国が持つ分は廃止をさせていただく。そのかわり、いじめに関する全国から寄せられるさまざまな情報がございまして、これはネットワークを通じて提供することが必要であるというふうなことでございまして、国立教育研究所を今度改組して国立教育政策研究所にする予定でございますが、ここに移管をいたしまして情報提供事業の一環として行つていきたい、このように考えております。

○日下部補代子君 このいじめの問題というのは、把握されている件数というのはだんだんと少なくなつております。しかし、その内容というのはかつて非常に陰湿化しているあるいは凶悪化しているというふうな状況がございまして、したがって、国としての対応というのは、やはりきちつとした方針、そして実行に移していただきたいというのを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、英語教育について御質問したいというふうな思ひますが、小渕前総理の私的諮問機関でございまして「二十一世紀日本の構想」懇談会が報告を出しております。さまざまな刺激的な提案がございまして、その中の一つに、国際共通語としての英語の必要性というのがうたわれております。その中には、今すぐではないが、長期的には英語を第二公用語とすることも視野に入れた国民的議論をするべきであるという提言がございまして、それ以降非常に英語教育に関する議論が活発になつていまして、ございまして、まず大臣にお伺いしたいのでございまして、現在、

世界のインターネット情報量の八二%は英語が占めていられるという状況でございます。第二公用語、これはさまざまな議論があると思ひますが、そのことも含めて、この懇談会の国際共通語としての英語の必要性に関する提言、その部分についての大臣のお考えはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 非常にグローバル社会といひますか、国際化してまいりまして英語を使う機会もふえてまいりました。また、いろいろな情報も英語で入つてくるようになってまいりまして、そういう意味から英語は今後ますます、生活していく上でも大切なものとなつてくると思ひます。

御指摘の懇談会の英語を第二公用語にするという提言につきましては、委員もお話ありましたけれども、今すぐということではなくて将来的なお話であると思ひますし、また将来的にいたしましても、公用語にということについてはいろいろ議論があるかと、そういうふうな思ひます。しかし、これは一つの方向性というものを示しているものだと私は思つておりました。そういう意味で今後、英語教育、英語の指導方法について改善をしながら、学校で英語を勉強すればある程度外国の方とコミュニケーションできるというような自然になることが好ましい、専門的に仕事をする方は別といたしまして、一般的にはそういうことで十分ではないかと、私個人的には思つていところでございまして。

○日下部補代子君 実は、国際的な英語能力テストであるTOEFLは、アジアで日本が最下位なんです。そういう事実がございまして。ところが、日本での英語というのは、中学、高校、大学と英語をやつていない人はいないというふうな思ひますが、実力はそういう結果も出ております。

ところで、平成十四年度から実施されます新学習指導要領におきまして、小学校三年以上の場合が対象となりますが、総合的学習の時間、そこで小学校においても英語教育ができるようになります。

す。それからまた、英語指導方法等改善の推進に
関する懇談会が、小学校段階の英語教育について、
一年生を含むできるだけ早い段階で楽しみながら
取り入れるという提言も出されるように聞いてお
ります。

しかしながら、英語教員の研修というのは今ま
で中学校、高校の教員が対象でございました。小
学校で英語教育が行われるようになりますと、その小
学校における英語教員の研修というのはどのよう
にお考えになるのでしょうか。そのところどの
くらいネイティブスピーカーを入れるということ
になるのでしょうか。また、その研修の場合にネー
ティブスピーカーをどのように配置するとか、こ
れから考えるというのでは遅過ぎると思うんでき
ますが、そういうことも含めていかがでございまし
ょうか。

○政務次官(河村建夫君) 当面、総合的な学習の
時間の中でまず英語になれる親しみという方向が今
打ち出されておるわけでございまして、委員御指
摘のように、これから現場に英語の先生をふやし
ていかなければいけない、当然であります。現
実に今英語の先生は小学校にはおらぬわけでござ
います。これをどういうふうにかから養成して
いくかということが一つ大きな課題でございま
すが、当然、ネイティブスピーカーをたくさん入れ
ていく、JETプログラムで入っておりますから、
そういう方々に入っていくということをやら
なきゃなりません。現在五千二百人のいわゆる外
国語指導助手がおられるわけでありまして、こ
し七月にはもう三百人ふえて五千五百人となるわ
けでございまして。こういう方々は中学校、高校と
いうところでやっておられますが、そういう方々
にもお手伝いをいただくということになるだろう
というふうに思っております。これからでは遅
いと、こうおっしゃいますが、現実にはこれから養
成していかなくやいけない部分がたくさんあるわ
けでございまして。

特に、小学校の教員免許の中には英語はないわ
けでございまして、これを入れていくのかどう

か。あるいは、中学校で今英語教諭でございます。
これをもっと数をふやして小学校へ派遣するよう
な形にするのか。そのことも含めて今この問題に
ついていろいろ研究をいただいておりますところ
でございます。

さらに、小学校の先生も専修免許をお取りにな
るために海外へ出ていこうと言われる方もあるわ
けでございまして。さらに法律も改正してそういう
ことを可能にしたわけでございまして、そういう
方々もふやしていくとか、いろんな手だてを考え
ていかなくやいかぬだろうと、このように思いま
す。

○田名部匡省君 きょうは、皆さんの答弁を聞い
て賛否を表明しよう。なぜそう思ったかという
と、私は中身がよくわからないんですよ、どうい
うことをそれぞれの施設でやっているのか。行っ
てみたこともないし、本当に効率よく使われてい
るのかなど。特にこの中で一番効率が悪くて予算
がかかっているのはどこですか。わかたら教え
てください、この独立法人にしようという中で、

○政務次官(河村建夫君) 今回の研修センター
を独立行政法人化して、もちろん行革の精神もご
ざいまして、機能させようということになったわ
けであります。国立教育会館を行革の方から解散
して民営化しろと、こういうことにもなりまして、
そうすると、この研修体制をこの際ひとつ見直し
て総合的にやっていこうと。今まで文部省の初等
中等教育局も持っていたし、文部省の中でも持っ
ていた。それからこの機関にも研修センターがあ
った。それではやっぱり非常に効率が悪いわけ
でございまして、一体化して、そして一つのも
のとして独立行政法人の中で機能的にやってい
こう、こういうことでございまして。

○田名部匡省君 研修制度の話ですけれども、や
っぱり何でもかんでも集めてやってもだめなん
です、本気でやる人たちが集まってこないと。
かつて私は、ここでもお話ししたかと思うん
ですが、勝間田副議長のとこにヨーロッパへ副議長
班で行ったんです。そうしたら、一団の人たちが

来て、向こうであれば日本人かと、こう言われる。
ぞろぞろ来て、日本語で話して、あなたたちはど
こから来たのと言ったら、あ、日本人だ日本人だ
と言う。それで、聞いてみたら研修に行っている
先生方だったんです。

もうがっかりしまして、本当にしっかりと研修す
るには教員の資質というのが問題なんです。聞い
たことをどう自分でアレンジしてわかりやすく子
供たちに教えるか。そこで研修を受けてそのま
まやっただけでわからない子供はいっぱいいるん
です。

この間、東大の学生と子供たちが塾へ行つて英
語を勉強しているのをテレビでやっていました。
何か英語でしゃべると子供たちはべらべらと答
える。東大の学生は答えられない。どうも最近学校
を見ておつて、塾へ行つた方が成績が上がって、
学校の方で勉強したら成績がさっぱり上がらぬと
いう感じを受けて、情けないな。今度は塾も認
めるとかなんとかという話が出てきて、これでい
いんだろかという私は気がしておるんです。

ですから、こういう独立法人にしても、その
トップに座る人というのは、やっぱり私は天下り
じゃだめだと思ふんです。失礼だけれども。やっ
ぱり文部省の影響を受けないで、本当にやろうと
いう人たちがおつてやっていかなければならな
い。独立法人にはならない、私はこんなふうに思
うんですが、どうですか。

○国務大臣(中曽根弘文君) 確かに、今委員いろ
いろおっしゃいましたけれども、教員の資質とい
うのが非常に大切であると思ふ。したがって、
したがって、今回こういう研修センターをつ
くるわけでありまして、行革の観点から、ある
いはその統一をして効果的にやるということであ
るわけでありまして、これを機会に本当にこの
研修センターが実の上がるようなものに努力を
していかなければならない、そういうふう
に思っております。

それから、今このセンターの責任者のお話があ
りましたけれども、これはやはりそれなりの知識

と経験を有する人、特に教育の分野また研修の分
野についてのそういう経験もある人がふさわしい
と思ふ。また、ある意味では運営等につ
いてのそういう経験も必要だと思っております。理
事長につきましては文部科学大臣が任命すること
となつておりまして、これはこの通則法の二十条
で決まっております。

そういうことから、適切な人材の任命を行うよ
うに努めていきたい、そういうふうに思ふ。
○田名部匡省君 橋本内閣のときに、火だるまに
なつても行財政改革をやると。私は本会議でも
言つたが、あれは間違いでなかったと思うんです。
やり方に問題があつただけで。小淵前総理もそう
ですよ。内閣を挙げての最大課題だと言つて、
こういうものを独立法人にしようとか省庁の合併
をしよう。あれじゃ私は本物じゃない、こう思
うんです。

きのう文部省関係民法法人・公益信託一覧とい
うものをもらつたら、まあ物すごい数です。千八
百二十一ぐらいあるんですね。通産は九百一法人
とか、ずらつと六千八百六十以上あるんです。こ
れは財団と社団とありますが、財団は別として社
団法人には補助金も出ている、申請すれば出ると。
これだつて相当の金額じゃないですか。

ですから、本気でこれをやろうという気構えを
示すなら賛成しますけれども、これは、行政改革
会議が九年に出したものがあつたんですよ。もう定
義は極めて形式的な基準だと。極めて多種多様で
あり、個々別々の法律に基づいて設立されてお
つて、共通的な基準が存在しない。あるいは、設立
当初の社会的要請をおおむね達成し、あるいは役
割が変質、低下、民間事業者との類似の業務、国
の関与の必要性が見出しがたいもの、民営化、事
業の整理縮小・廃止、こういうことを指摘してあ
るんですよ。

必要なものもあると思うが、必要でないものも
私はあると思うんですよ。本気で文部省関係だけ
でも徹底的に見直していただければいい。

○政務次官(河村建夫君) 御指摘のとおりでござ

いまして、行革をやるうとしましたら相当痛みを伴うこともございますので、行革会議の指摘もございまして、それを踏まえて、さらにまた文部省としては、今御指摘のあったようなことについては十分そのことを踏まえて対応していかなければならない、このように考えます。

○田名部匡吉君 この独立行政法人制度を創設するに当たっては、特殊法人との関係をしつかりしなきやだめだという指摘を受けているわけですが、私はなぜこのことを言うかという点で、国民がこの制度で一体どうなっているのかというの

は一向にわからない。金の流れもどうなっているかというのをだれも知らないと思いますよ。この間は石油公団の問題をやりましたけれども、専門家の税理士を連れてきて見てもらっても何がどうなっているかわかりませんと言った。どこへ金

がどう流れているか。赤字には出資だ、補助金だ、出てから赤字は出てないが、それが出なかったら軒並み赤字ですよ。そういうことをほうっておいて、困ったら消費税を上げるとか何とかという話はだめでしょと私は言っているんですよ、

そつちをやらなかったら。それで、今度はアクアラインも見せてくれと、こう言っているんですよ。どぐらい赤字が出ているか。本四架橋だってそうでしょう。もう全部です。特に石油公団なん

というのは一兆三千億も赤字を出しているというんです。それは事情もあるでしょう。やっぱり国民にこういうことをきかすとわかるように、情報公開もこの中に書いてありますよ、

情報公開しなさいと。だから効率悪いのはどれですかというのを私は聞いたんであって、悪かろうが何であろうが、箱物があれば何でもうまくいくというんじゃないんですよ、魂が入ってなきゃ。その魂をどうやって入れるかですよ。

やすい子供というのは。みんなできいめるんですから、それは。ですから、それは家庭とのつながりがあるし、学校の先生だけの研修をやったってうまくいかなければ、昔はやっぱりいいボスというのがあって、いじめられるといつてかばつてあげて、こらなんて言うともんな引つ込んでやうというの

のもあったけれども、今ごろは平均化してしまから、もうとめるやつもない。そんなことでこのいじめなんというのはいろいろ出てくるんですよ。

とりあえず一つの過程だと思えます。だから、私はその意気込みを示してください。この間も新聞に出ておったでしょう。天下り官僚の公益法人の退職金、十年で三千万以上もらった人は二百人おるといふ。こういうことが新聞に出たら、本

当に何をやっているんだと。こういうことをチェックしない国会議員というのは一体何なんだということになりますよ。これを見て私はびっくりした。こんなにおろのかと。二千二百四十人もいるんですよ。それを三千万、四千万、五千万と分けているんですよ。

お互い政治家ですから、言いにくいこと、やりにくいことをやってのけると。これは与党も野党もないんですよ、国民のためなんです。政党とか役所というのとは国民のためにあるんだということをお忘れずに、若い中曽根文部大臣ですから、私は、もつとあなた方がしつかりとした国づくりのために命がけで頑張ってください、こう思っ

て意見だけ申し上げて終わります。○委員長(佐藤泰三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員長(佐藤泰三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員長(佐藤泰三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

立行政法人教員研修センター法案に反対の討論を行います。

このセンターは、これまで国立教育会館及び文部省がそれぞれ行ってきた研修業務を移管し、運営するものとされています。これまで国立教育会館及び文部省が行ってきた研修の内容を見ると、その中心は、文部省主導の教育改革の実施に対応できる教員を確保するとの観点からのものであり、研修対象も校長、教頭及び将来管理的立場に立つ教員を中心としたものになっています。その

ようなものであれば、それは教育現場に対する国の管理・統制強化のための研修であると言わざるを得ません。このような研修を一元化して実施するためのセンターを設立することは、文部省主導の研修を再編強化することになり、学校教育の画一化、硬直化につながりかねません。

国立教育会館は、昨年の通常国会で解散を決めたものであり、新たにセンターを設立する必要はありません。このようなセンターを設立することは、地方分権、地域に根差す教育が大きな流れになつてい

る今、求められている教員の研修のあり方に逆行するものであります。教員研修とは、教員が、それぞれみずからの実践を基礎として、自主的、集団的に行うべきものです。そのための条件整備を進めることこそ教育行政本来の任務である、このことを主張して、反対討論いたします。

○委員長(佐藤泰三君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員長(佐藤泰三君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員長(佐藤泰三君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。独立行政法人教員研修センター法案に賛成の方の挙手を願います。○委員長(佐藤泰三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

平成十二年五月二十九日印刷

平成十二年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P